

森ヒルズリート投資法人
第 11 回投資主総会 決議結果の概要(ご参考)
(2025 年 4 月 18 日開催)

1. 決議事項の内容

第 1 号議案 規約一部変更の件

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

山本博之を執行役員に選任するものであります。

第 3 号議案 監督役員 3 名選任の件

西村光治、石島美也子、北村恵美を監督役員に選任するものであります。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	決議の結果	賛成割合
第 1 号議案	1,912,939 個	1,088 個	可決	99.82%
第 2 号議案	1,603,909 個	310,118 個	可決	83.70%
第 3 号議案 西村光治	1,912,644 個	1,383 個	可決	99.81%
石島美也子	1,912,677 個	1,350 個	可決	99.81%
北村恵美	1,912,684 個	1,343 個	可決	99.81%

(注 1) 本投資主総会において行使することができる議決権の総数は 1,916,330 個になります。

なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数(みなし賛成(注)による出席を含みます)1,916,330 個で除した数値の小数第 3 位を四捨五入して記載しています。

(注 2) 第 1 号議案は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決としています。

(注 3) 第 2 号及び第 3 号議案は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用(本投資主総会においては、第 2 号議案及び第 3 号議案についてのみ適用されました。)によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、本投資法人の規約第 15 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約第 15 条(抜粋)

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
- 前 2 項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサ

イトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から 2 週間以内に、総発行済投資口の 100 分の 1 以上の投資口を 6 か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任

(2) 解散

(3) 資産運用会社(第 38 条に定義する。)による資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意

(4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の承認又は解約

4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

以 上